

議案第25号

志摩市介護保険条例の一部改正について

志摩市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年2月28日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市介護保険条例の一部を改正する条例

志摩市介護保険条例(平成16年志摩市条例第158号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号から第10号までを次のように改める。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 37,080円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 55,800円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 56,280円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 73,440円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 81,600円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 97,920円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 106,080円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 122,400円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 138,720円

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 155,040円

第2条第1項に次の3号を加える。

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 171,360円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 187,680円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 195,840円

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「2万4,240円」を「2万3,160円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「2万4,240円」とあるのは「4万440円」を「2万3,160円」とあるのは「3万9,480円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「2万4,240円」とあるのは「5万6,520円」を「2万3,160円」とあるのは「5万5,800円」に改める。

第4条第3項中「令第39条第1項第1号イ」を「令第38条第1項第1号イ」に、「第8号ロ又は第9号ロ」を「第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「令第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の志摩市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。